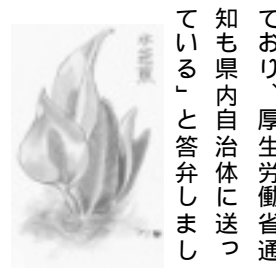


# 生活保護申請への対応 自立支援の観点と計画持ち 対策強化すべき



厚生文化常任委員会で問題提起  
4月22日、厚生文化常任委員会では、2つの問題を提起しました。生活保護申請の対応について質問

「3月29日に山形市で行われた山形県版『派遣村』では、相談者のうち4人が生活保護申請を行い、受理された。中には住所がない方もいたが、厚生労働省からは『職や住まいを失った方々への支援の徹底について』という通知が3月18日に送られている。どう認識しているか」と質しました。

熊澤貢・地域福祉企画課長は「従来から現地保護の趣旨で対応しており、厚生労働省通知も県内自治体に送っている」と答弁しました。

さらに私は、「雇用が悪化しており、県としてもホームレス自立支援のための計画や観点をもち対策を強化すべきではないか」と主張しましたが、熊澤課長は「自治体や総合支庁と協力して適切に対応していきたい」と述べるにとどまりました。

山形県版「派遣村」の相談から、生活保護申請し適用された方は、派遣村実行委員会の支援で住居確保に至ったものです。厚生省通知では、県や自治体で、ホームレスの自立支援のための施設や一時宿泊所の提供、不動産情報提供ができるしくみづくりなどを含め、今後の生活困窮者の増加に対応するために実施すべき事項をあげて通知しています。行政の姿勢が問われています。



2009年5月3日 第64号  
発行 日本共産党県議会議員 渡辺 ゆり子  
〈連絡先〉 日本共産党県議団執務室 電話 023-630-3241  
自宅:山形市青田2-10-5 電話 023-642-2365

「子どもの貧困」をふまえた子育て支援計画を

知事直轄の子ども政策室では、今年度、「次世代育成支援行動計画」(子育て支援のための計画で、前期は2009年までの5年間)の後期計画を策定します。

私が、「どう進めているのか」と質問したのに対して、矢口俊雄・子ども政策室長は「市町村や多くの声を集めてワーキンググループで作業を進めて、年度内に策定したい。方向性

としては、仕事と子育てが両立できるような支援などを重点として考えている」と答弁しました。

私は、「学校の先生や保育士さんからは、子どもの貧困が増えている」との声を聞く。ぜひ、こういう実態をつかんで反映できるようにしてほしい」と発言しました。

矢口室長は、「実態をつかむのはなかなか難しいが、現場の声を重視して聞いていきたい」と答えました。

4月23日、景気・雇用対策特別委員会では、深刻化する雇用悪化の実態と対策について質問しました。

昨年12月から3カ

景気・雇用対策特別委員会で発言  
雇出のとりくみとともに 法改正など回へはたらきかけよ

月間で事業主都合の離職者、いわゆる事実上の解雇は5812人のほついています。

工藤誠雇用労政課長は、「製造業や派遣の割合が大半となっている(休業や一時帰休に対応する)雇用助成金も急増し、対象者は2万人を超えている」と答えました。

「非正規労働者の雇止め」のうち、半数近くが法律違反の期間途中の解雇と指摘されているが、県内での指導・監督は行われたのか」との問いには、「労働局から発表されていない」と答えました。

私は、県の基金を活用した雇出創出の取り組みをいっそう強化するよう求めるとともに、「派遣法改正も含めた法整備や、国の対策強化を

## \*\*\*雇用促進住宅入居について\*\*\*

失業した非正規労働者の雇用促進住宅への入居状況についての質問に対して、工藤課長は、「県内の雇用促進住宅へは、昨年12月15日から今年4月17日現在まで59人が入居した。廃止予定として入居停止となっていた住宅にも一部受け入れている」と答弁しました。

ともに、廃止撤回を要請してきました。4月23日には全国から24府県・100人の参加で国会内での政府要請が行われました。

政府は、最近の雇用情勢悪化を受け、廃止決定済みの住宅の活用と「少なくとも3年間」は入居者の退去促進を延期するとしていましたが、要請では「やむを得ない事情1年を加えると、入居者の最終退去期限について、2014年11月末までになる」と回答しています。



日本共産党のお茶の間懇談会で語り合うゆり子県議(正面)=4月24日、ゆり子県議宅

政府は、雇用促進住宅を廃止することを閣議決定しています。県内の日本共産党地方議員は、昨年高橋ちづ子衆院議員と

はたらきかけるべき」と主張しました。

佐藤和志・商工労働観光部長は、「かつて経験がない状況で、県のがんばりにも限界がある。国に要請すべきところは要請していきたい」と答えました。

**ゆり子の視点**

**憲法を身近に**

3日は憲法記念日です。よく話になるのは、戦争放棄を内容とする第9条ですが、社会保障の土台となる25条も近年注目されています。

県や市の行政にかかわる地方自治法も憲法に根拠があります。法律違反の解雇や雇止めが社会問題化していますが、27条では勤労の権利義務が規定され、勤労は国民の権利であることが明記されています。

憲法前文は、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と結んでおり、私たち国民が憲法を身近なものとして使っていくことの決意を表明しています。

海賊対策を名目に自衛隊の海外派遣を強行する危険な動きは許されません。おおいに憲法の平和原則の精神を、ともに広げようではありませんか。日本国憲法を一度じっくり読んでみてください。